

特集

医療統計の再構築に向けて

信頼できる社会を築き運営する中で、医療は国家のあり方の重要な要素の1つである。国家統計の見直しが進む中、医療に関しても統計の整理とあり方を見直し、データに基づき納得性の高い医療政策を導き出す必要がある。

平成19年5月23日に公布された改正統計法第一条には、統計の目的が書かれている。「この法律は、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする」とある。統計に関して、生活者を起点にして、学会や政策担当者などの知見を活かした広い議論がなされる必要がある。そして、統計は明確な目的のもとに正確性、継続性、国際性、情報の保護・開示性などが保障されたうえで、体系的・計画的に整備され、国民生活の向上や国家のあり方に活用されることが期待される。

国家の役割は国民の生命と財産、そして基本的人権を守ることが基本である。その中での医療の役割は大きい。国家税制や財政に直接的に係わるにもかかわらず、わが国の政策、中でも医療政策はともすれば政治的駆け引きに翻弄され、短期的な対策に終始し、グローバル化した社会構造変化に対応しきれていない。政策を立案し、個々の国民や医療機関が選択を行うにあたり、統計は有意義に活用されているのであろうか。

現在、他の省庁と同様に医療統計は厚生労働省が独占し、かつ、OECD(経済協力開発機構)の統計などとの整合性が貧弱であり、国際比較が容易ではないと言われている。医療統計は国家基幹統計の一部として厚生労働省の枠を超えて内閣として活用される必要がある。また、集団における個々の要素の分布を調べ、その集団の傾向、性質などを数量的に、統一的に明らかにし、その結果として得られた考察が社会に活用されるためには、研究者に個票を含めて十分に利用される環境整備がなされなければならない。そのためには、情報の電子化も一層の推進が求められている。さらに、効果的、効率的な社会保障政策の実現には医療を含めて社会保障制度全体の一元的管理が可能となるよう、制度設計することが不可欠である。そして、医療政策に活用されるばかりではなく、個々の医療機関にとっても日常の運営や中・長期的計画を立てるために役立つ統計であってほしい。

河北 博文
医療法人財団河北総合病院 理事長